

錦小学校外 2 校給食施設改修工事実施設計等業務委託仕様書

1. 委託概要

本業務は、石綿（アスベスト）含有の有無を調査するものである。

- 1) 件 名 錦小学校外 2 校給食施設石綿含有分析調査業務委託
- 2) 所 在 地 守口市寺方錦通 2 丁目 8 番 45 号（守口市立錦小学校）外 2 校
【外 2 校の所在地】
守口市梶町 4 丁目 79 番 12 号（梶小学校）
守口市藤田町 1 丁目 58 番 18 号（藤田小学校）
- 3) 委託期間 始 契約締結日 から 至 令和 8 年 9 月 30 日 まで

4) 対象建物

- 名 称 錦小学校給食施設
 - ・ 用 途 学校給食施設
 - ・ 構造・規模 S 造 1 階建て
 - ・ 延床面積 206 m²
 - ・ 竣工年 昭和 40 年

- 名 称 梶小学校給食施設
 - ・ 用 途 学校給食施設
 - ・ 構造・規模 S 造 1 階建て
 - ・ 延床面積 310 m²
 - ・ 竣工年 昭和 44 年

- 名 称 藤田小学校給食施設
 - ・ 用 途 学校給食施設
 - ・ 構造・規模 S 造 1 階建て
 - ・ 延床面積 252 m²
 - ・ 竣工年 昭和 46 年

2. 業務内容

1) 分析調査

検体採取及び定性分析を行う。

また、分析調査について仕上塗材等の層を構成しているもの（別紙、石綿含有不明建材一覧表に JIS-1 法分析による欄に丸印の記載のあるもの）は層別分析を行い、石綿が含有している層についても特定すること。

2) 分析項目

クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、
アクチノライト

3) 分析方法

別紙、石綿含有不明建材一覧表 JIS-1 法分析による欄に丸印の記載のあるもの
については JIS A1481-1 に基づき、3 か所採取しそれぞれ定性分析を行うこと。

その他については JIS A1481-1 または JIS A1481-2 に基づき、3 か所採取し 1 検
体として定性分析を行うこと。

また、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）【最
新版】」に準拠すること。

4) 業務責任者及び分析調査実施者

業務責任者及び分析調査実施者は、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施す
る「石綿分析技術評価事業」にて、用いる分析方法に対応する評価区分の合格認定
技術者（ランクの別のある認定技術者にあつては、A ランク認定分析技術者に限る。）
または、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実
技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者とする。

5) 分析予定検体数

石綿定性分析 60 検体

6) 貸与資料

錦小学校外 2 校給食施設石綿スクリーニング調査報告書

3. 成果品

報告書（A4 紙ファイル綴）2 部（正 1 部、副 1 部）及び電子データ（CD-R）1 部
（報告書内訳）

- ・石綿分析結果報告書
- ・調査図面（検体採取箇所を示すもの）
- ・調査写真（採取検体、検体採取箇所の遠景及び近景）
- ・石綿含有が確認された検体については、層構成がわかる断面写真
- ・その他、参考資料等

4. その他、特記事項等

- 1) 業務着手にあたり担当者名簿を提出すること。
- 2) 本業務の履行にあつては、関係する諸法令を遵守すること。
- 3) 契約締結後速やかに、検体採取箇所について発注者と打合せを行う。
- 4) 採取作業日時については、事前に発注者及び施設管理者と協議のうえ、決定する
こと。

- 5) 調査、打合せの記録は、受注者が作成し市に提出すること。
- 6) 分析速報結果が出た時点で、速やかに発注者へ仮報告を行うこと。
- 7) 作業従事者は、必ず「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）【最新版】」に記載の保護具等を装着するなど、石綿ばく露防止対策を徹底して作業すること。
- 8) 採取箇所の原状復帰は不要とする。（ただし、飛散防止措置を必ず講じること。）
- 9) 作業中に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者がその責任を負う。
- 10) 成果品に対する一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- 11) 受注者は、納品した報告書に対する発注者からの質疑等について、委託期間終了後も誠意をもって対応すること。
- 12) 本業務を行うにあたり、交通費・その他経費については本業務に含むものとする。
- 13) 仕様書等に定めのない事項については、本市担当職員と協議を行い、その指示に従うこと。